とやまっ子さんさん広場推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 地域の力を生かした子育ての新たな支え合いを推進するため、地域住民やボランティア・NPO活動を行う組織・団体等が、地域において多様な形で取り組む自主的な子どもの居場所づくりを進めるとやまっ子さんさん広場推進事業(以下「事業」という。)に対して助成を行うものとする。

(事業実施主体)

- 第2条 事業の実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) 町内会等の地域住民団体
 - (2) ボランティア・NPO活動を行う組織・団体
 - (3) その他知事が適当と認める団体

(対象児童)

第3条 事業の対象は、原則小学生以下の子どもとする。ただし、地域の実態に応じて、 中学生を受け入れることができるものとする。

(運営等)

- 第4条 事業は、次により行うものとする。
 - (1) 利用する児童は概ね5人以上とする。
 - (2) 世話人は1人以上置くものとする。
 - (3) 事業は、公民館、地区集会場、民家その他の施設を活用して実施する。ただし、 民家で実施する場合は、市町村及び町内会の同意を得るものとする。
 - (4) 開設日数は、年間概ね100日以上とする。ただし、地域の実情を考慮し、小学校の夏休み等の長期休業日のみの開設など、必要に応じ25日以上100日未満の開設日数を設定することができる。
 - (5) 開設時間については、概ね14時から19時までの間で原則3時間以上とする。 なお、19時までの開設を積極的に推進する。
 - (6) 実施主体は、事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。
 - (7) 実施主体は、子どもの居場所にふさわしい環境の整備を行い、児童の健全育成、 地域における子育て支援の観点から、地域との交流を図り、適切な事業運営に努め るものとする。
 - (8) 実施主体は、安全の確認や緊急時の対応について取り決めるなど、児童の安全に 配慮し、事業を行うものとする。
 - (9) 事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア・NPO活動を行う組織・団体、児童委員(主任児童委員を含む。)など、地域の協力を得て行うものとする。

(助成等)

- 第5条 事業に対する助成は、次により行うものとする。
 - (1) 市町村は、事業の実施主体が、事業を実施するために必要な経費に対し助成を行うものとする。
 - (2) 県は、市町村が実施する助成事業に対して、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

附則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。